

3 計画のイメージと検討の進め方について

1 全体構成イメージについて

現行計画の構成を維持しつつ、計画のこれまでの進捗状況や、法律の改正など国の動向、基礎調査から得られた課題等を反映し、国の指針等における基本的な考え方を踏まえ、策定作業を進める。

(1) 全体の文言や表現について

わかりやすい表現や用語を用いて、簡潔に表現するよう努める。

(2) 各章の構成について

各章・各項の構成については、現計画を引き継ぐこととする。

「現状と課題」「施策の方向性」については、法改正や基礎調査の結果等をふまえ現状にそった内容に更新する。

(3) 第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画について

各章の構成は、現行計画を基本とし、国の基本指針に基づいて成果目標等の設定を行う。

【国の基本指針（案）の成果目標】

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設からの一般就労への移行等
- 4 障がい児支援の提供体制の整備等
- 5 地域生活支援の充実
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上（都道府県）
- 8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 策定作業の進め方について

ワーキング会議において、事務局から計画（原案）を提案し、各委員より意見をいただきながら策定作業を進める。

各回次の検討事項については、**資料3**スケジュールを基本として進める。また、各検討事項に加えて、意見をいただいた後の修正案等についても適宜再検討する。

○計画策定作業イメージ図

